

移動報告の遅延に関する都道府県知事への報告について

1. 引取後引渡実施報告に係る遅延報告（法第88条第4項）

関連事業者が引取った使用済自動車等が適正に処理されずに放置されたり、不法投棄されることを防止する等のために電子マニフェストによる移動報告が義務づけられている。

関連事業者は、使用済自動車等を引取った際には必要事項を情報管理センター報告することが義務づけられており（引取実施報告）その後、一定期間（*）を経過しても引渡実施報告がなされないときは、情報管理センターは、その旨通知し、なお一定期間を経過しても引渡実施報告がない場合には、情報管理センターは知事等に引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨等を報告するスキームとなっている。（3頁参照）

* 一般的に解体、破砕等が終了する期間を設定

- ・ 情報管理センターは、第八十一条第一項、第三項、第七項又は第十項の規定による報告（以下この条において「引取実施報告」という。）を受けた後主務省令で定める期間内に、当該引取実施報告を行った者が行うべき同条第二項、第六項、第八項、第九項、第十一項又は第十二項の規定による報告（以下この条において「引取後引渡実施報告」という。）を受けないときは、遅滞なく、その旨を当該引取実施報告を行った者に通知しなければならない。（法第88条第1項）
- ・ 情報管理センターは、第一項の通知を行った後主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引取実施報告を行った者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨及び当該引取実施報告を行った者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号（特定再資源化等物品にあっては、当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号。次項において同じ。）その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。（法第88条第4項）

検討事項

引取後引渡実施報告に係る遅延報告を行うべき期間を定めるに当たっては、解体、破砕等に必要な期間について調査を行い、実態を十分把握した上で決定することが必要ではないか。

2. 引渡後引取実施報告に係る遅延報告（法第88条第5項）

関連事業者は、使用済自動車等を引渡した際には必要事項を情報管理センター報告することが義務づけられており（引渡実施報告）その後、一定期間^(*)を経過しても引取実施報告がなされないときは、情報管理センターは、その旨通知し、それでもなお一定期間を経過しても引取実施報告がない場合には、情報管理センターは知事等に引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨等を報告するスキームとなっている。（3頁参照）

* 一般的に使用済自動車等の運搬が終了する期間を設定

- ・情報管理センターは、第八十一条第二項、第四項、第六項、第八項、第九項、第十一項又は第十二項の規定による報告（同条第九項又は第十一項の規定による報告にあつては、解体自動車全部利用者への引渡しに係るものを除く。以下この条において「引渡実施報告」という。）を受けた後主務省令で定める期間内に、当該引渡実施報告により報告された使用済自動車等の引渡しを受ける者（以下この条において単に「引渡しを受ける者」という。）が行うべき同条第三項、第七項、第十項又は第十三項の規定による報告（以下この条において「引渡後引取実施報告」という。）を受けないときは、遅滞なく、その旨を当該引渡実施報告を行った者に通知しなければならない。（法第88条第2項）
- ・情報管理センターは、第二項の通知を行った後主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引渡しを受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨及び当該通知に係る引渡実施報告を行った者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。（法第88条第5項）

検討課題

引渡後引取実施報告に係る遅延報告を行うべき期間は、収集運搬等に必要期間（例えば数日間）を定めることでよいか。